

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成29年5月9日（火曜日）午後4時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18号第6項の規定による届出について

○出席委員（29名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（3名）

4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	18番 篠田 泰道 君
------------	------------	-------------

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所係長	長尾 直志 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午後4時50分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。
初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。佐藤会長が欠席のため、大澤職務代理よりご挨拶をお願いします。

○議長（大澤慶一君） すがすがしい初夏を迎えております。連休が過ぎ、早生品種のコシヒカリの田植えがたいへん進んでおるのを見かけるこの頃です。説明にもありましたように、佐藤会長が体調不良で欠席のため、私が代理で議長を務めさせていただきますので、ご協力の程、よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君） ゴールデンウィークも終わりました、緑が鮮やかな季節になってまいりました。本日、市議会も臨時議会がありまして、議長は留任、副議長は新たに役職が決まりました。委員会の構成も新たに決まり、新年度がスタートしました。皆様におかれましては公私ともに忙しい中とは思いますが、農業委員会の運営に益々ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

4番早川清治委員、6番佐藤善一委員、18番篠田委員の3名が欠席でございます。

○議長（大澤慶一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。2番早川誠一委員、3番佐藤久雄委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの北東130mほどに位置する農振農用地である畑、508㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を回りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、小瀬グラウンドの東10mほどに位置する農振農用地である畑2筆、1,650㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を回りたいというもの。譲渡人らは、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸市場地内、ほらどキウイプラザの西30mほどに位置する農振農用地区域外の畑4筆682㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を回りたいというもの。譲渡人

は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸菅谷地内、上菅谷集会所の北40mほどに位置する農振農用地区域外の田807㎡及び農振農用地である畑216㎡。また、集会所の南西30mほどに位置する農振農用地である畑537㎡。譲受人は、平成29年3月に申請地の隣接に移り住み、申請地を譲り受け、農業経営を行いたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、田・畑で農地性有り確認しています。

5番の案件 位置図は5ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、洞戸菅谷地内、上菅谷集会所の北90mほどに位置する農振農用地である田602㎡。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○12番（八木豊明君）1番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）2番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）3番、4番、5番について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）4番は、新規就農者で、下限面積の2反超えていないですがいいですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）4番、5番を合わせて下限面積超えておりますのでお願いします。

○議長（大澤慶一君）他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の5件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、倉知地内、国道248号バイパス倉知赤尾交差点の北北東150mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地988㎡。申請人は、農業経営を行っているが、規模を縮小し、今後の収入の安定を図るため、平成13年ごろまで赤尾地区のゲートボール場として使用し、造成済みである申請地に太陽光発電施設を設置したいというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

4月19日に現地確認をしたところ、現況雑種地と確認しました。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦する区域に近接するおおむね10ha未満等の農地に該当しているため、第2種農地と

判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○10番（後藤利彦君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内長良川鉄道関富岡駅の南西480mほどに位置するに所在する登記地目田、現況地目畑2筆1、139㎡。賃借人は、申請地を借り受けて、内科診療所を建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

2番の案件 位置図は、8ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、西神野地内富野中学校の北西680mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆917㎡。使用借人は、申請地に隣接する関連会社より独立し、既製の製造・販売業を立ち上げるに当たり、使用貸人の母より申請地を借り受けて、作業場・事務所を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

4月19日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

3番の案件 位置図は、9ページになります。

所有権移転 申請地は、栄町二丁目地内長良川鉄道関駅の南西390mほどに位置する畑304㎡。譲受人は、申請地の隣で福祉施設を営んでいる法人であり、利用者や従業員の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けて、駐車場として一体利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。

所有権移転 申請地は、堅切北地内堅仙房公民センターの南東180mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑58㎡。譲受人は、自宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅（駐車場）として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお事業計画変更の2番と同時許可になります。

5番の案件 位置図は、11ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、十三塚北地内、十三塚公民センターの北5mほどに位置する田1,482㎡。賃借人は、申請地を借り受けて、美容院・駐車場を建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

4月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

6番の案件 位置図は、12ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、戸田地内岐阜県魚苗センターの北東25mほどに位置する田1,047㎡。賃借人は、建設工事請負業等を営んでいる法人であり、現在申請地の隣地にある「岐阜県魚苗センター整備工事」を行っており、工事車両の駐車スペース及び大型クレーン等の作業ヤードの確保が困難なため、申請地を借り受けて、一時的に作業ヤードとして使用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、農振農用地であります。賃貸借の期間は、許可日から平成29年12月末の予定です。

7番の案件 位置図は、13ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸黒谷地内洞戸運動公園管理棟の西160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地406㎡。譲受人は、申請地を譲り受けて、既存の建物を物置として利用し、隣接の所有宅地と一体利用したいというもの。譲渡人は、遠方に居住し管理ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は14ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、洞戸大野地内、中濃消防組合洞戸出張所の北北西380mほどなどに位置する畑1,328㎡。賃借人らは、滞在型統合医療施設や伝統医学、整体療法、食物療法等の治療院等の経営を目的としている法人であり、申請地等を借り受けて、診療所及び旅館を建設したいというもの。賃貸人は、賃借人らの申し出に応じ譲り渡すというもの。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

この案件につきましては、4月の総会で審議いただいたものですが、賃借人が2社による共同経営となったため、前回の申請を取り下げ、改めて申請したものです。

9番の案件 位置図は、15ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町小知野地内市営住宅武芸川小知野住宅D棟の北10mほどに位置する畑2筆259㎡。譲受人は、現在の賃貸住宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

10番の案件 位置図は、16ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町八幡地内武芸川事務所の南東270mほどに位置する登記地目宅地、現況地目一部畑、一部雑種地216.17㎡。譲受人は、現在の住宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅、一部を駐車場・庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

4月19日に現地確認をしたところ、一部畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計10件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○23番（土屋尊史君）質疑の前に8番ですが、賃貸借権であり所有権移転ではないので、譲り渡すではなく貸し付けるではないですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）申し訳ありませんでした。8番は賃貸借権の設定であり、賃貸人は賃借人らの申し出に応じ譲り渡すではなく貸し付けるという事で訂正をお願いします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）2番の案件について佐藤会長の担当ですが、問題ないとの事です。

○8番（兼村正美君）3番、4番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）5番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）6番の案件については欠席の篠田委員ですが、問題ないとの事です。

○25番（野村茂君）7番、8番の案件について、異議ありません。

○29番（相宮千秋君）9番、10番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の10件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は9ページになります。

1番の案件 位置図は17ページになります。

賃貸借権の設定 目的変更 申請地は、神野地内、本郷集会所の東240mほどに位置する登記

目畑、現況地目雑種地740㎡。当初事業計画者は、平成22年12月15日に5条許可にて、建売分譲住宅の事業を計画したが、その必要性や資金面で計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、廃棄物再生処理業を行っている法人であり、会社の近隣は住宅地域であり、廃棄物等を保管しておく場所がないため、申請地を借り受けて、資材置場にしたいというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、現況雑種地と確認しています。

2番の案件 位置図は、18ページになります。

所有権移転 申請地は、堅切北地内堅仙房公民センターの南東180mほどに位置する登記地目田、現況地目畑58㎡。当初事業計画者は、平成14年10月8日に5条許可にて、一般個人住宅（庭・駐車場）として利用を計画したが、その後当該申請地より利便性の高い土地を取得したため、転用の必要がなくなった。変更後の事業計画者は、自宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというもの。

4月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお5条の4番の案件と同時許可になります。

3番の案件 位置図は、19ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町谷口地内武芸小学校の北東210mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地125㎡。当初事業計画者は、昭和57年3月29日に、一般個人住宅として許可を受け、物置等を建て利用していたが、現在は取り壊し、空き地となっているというもの。変更後の事業計画者は、隣接する自宅の庭が、車の出入りのためのスペースが占めており、手狭なため申請地を譲り受けて、一般個人住宅（庭）として利用したいというものです。

4月19日に現地確認をしたところ、現況雑種地と確認しています。

以上3件のご審議をお願いいたします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

1番の案件について、佐藤会長が担当ですが入院してみえたため、代理で私が担当しました。異議ありません。

○8番（兼村正美君）2番の案件について、異議ありません。

○35番（岩田幸子君）3番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○2番（早川誠一君）1番の案件ですが、廃棄物等を保管しておく場所がないため申請地を借り受けて資材置場としたいとの事ですが、廃棄物ではなく資材置場で間違いないですか。言葉が矛盾しているようですが。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）資材置場として申請してみえます。

○議長（大澤慶一君）資材置場という事をお願いします。

○23番（土屋尊史君）許可が庭・駐車場で出ているがまた駐車場で出すというのは、現況は雑種地になっているが登記がしていないからもう一度事変を出すという事だよ。雑種地になっているんなら本人達だけの話なんじゃないの。また事変出す必要はあるんですか。

○事務局主任主査（田口旭君）当時農地転用してすぐ地目変更すれば良かったがしておらず、今回は農地性があるので5条の4番と同時許可の必要があります。

○議長（大澤慶一君）他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は11ページからになります。

賃貸借権の設定に関するもの更新1筆、1件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田1,072㎡、地区は、武芸川町谷口地区。設定を受ける方は、(有)むげがわ農産です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定により、賃貸借者の合意解約の届出について、報告させていただきます。

議案は12ページになります。

1番の案件 賃借人 山藤寿、下有知地内の田2,697㎡です。合意解約日は、平成29年4月8日です。

2番の案件 賃借人 小林末治、東志摩地内の畑508㎡です。合意解約日は、平成29年4月8日です。

○議長（大澤慶一君）以上をもちまして議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）関市農業委員・関市農地利用最適化推進委員の推薦・公募の結果について報告します。農業委員は定員の19名、農地利用最適化推進委員は定員の25名の方の推薦・公募がありました。推薦・公募された方の名簿は、お手元の資料のとおりです。この資料は、関市HPで最終公表したものを印刷したものです。なお農業委員につきましては、29年3月8日付けで公表させていただいた後に、6番の佐藤善一様のご辞退されたため改めて再募集させていただきました。佐藤平和様が推薦されたという事で平成29年4月14日で公表させていただいたものです。

次回総会は、6月8日（木）午前10時から関市役所6階大会議室で行います。

○23番（土屋尊史君）意見ですが、農業委員会と農地利用最適化推進委員の推薦・公募について、今回は人数がぴったりでいいんですが、基本的な趣旨からするともっと参加してもらって篩にかけ

るという事なので、次回からは沢山の応募があるように考えてください。

○議長（大澤慶一君） 沢山出ていたただいて、市長に任命していただくということですね。

これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後4時50分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市下有知3522番地

⑩

2 番 関市肥田瀬3246番地

⑩

3 番 関市東田原69番地1

⑩